

## 議案第29号

佐野市職員の給与に関する条例等の改正について

佐野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和8年2月20日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(佐野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第7条の3の見出しを「（第1種初任給調整手当）」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第2種初任給調整手当）

第7条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市規則で定める職員にあつては、市規則で定める額）並びにこれに第9条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、市規則で定めるところにより基準額

と特定額との差額を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるものには、市規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第10条第3項第1号中「(第5項において「特別料金等相当額」という。)」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額  
第17条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第17条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の

「106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年佐野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(佐野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 佐野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年佐野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第3条中「あって」の次に「、第2種初任給調整手当」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(第2種初任給調整手当)

第3条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち市規則の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市規則で定める職員にあつては、市規則で定める額）及びこれに第4条の2の規定による地域手当の額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年佐野市条例第53号）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市規則で定める額を下回るものには、採用の日から市規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(市規則への委任)
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。  
(職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)
- 3 職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年佐野市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 7 項中「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第 3 1 項中「新給与条例」を「佐野市職員の給与に関する条例」に改める。

附則第 3 2 項中「新給与条例」を「佐野市職員の給与に関する条例第 7 条の 4 第 1 項及び」に改める。

附則第 3 3 項中「新給与条例」を「佐野市職員の給与に関する条例」に改める。

附則第 3 4 項中「、第 5 項及び第 7 項」及び「並びに新給与条例第 4 条第 4 項及び第 6 項」を削る。

## 理 由

期末手当等の支給率を改め、行政職の職員等に第 2 種初任給調整手当を支給し、及び所要の規定を整備するため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第29号参考資料

佐野市職員の給与に関する条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年佐野市条例第37号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下第17条の5の2及び第17条の7において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第7条の3 新たに採用された職員で医療職給料表の適用を受けるものには、採用の日から35年以内の期間、月額41万7,600円を超えない範囲内の額を<u>初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年佐野市条例第37号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下第17条の5の2及び第17条の7において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(第1種初任給調整手当)</u></p> <p>第7条の3 新たに採用された職員で医療職給料表の適用を受けるものには、採用の日から35年以内の期間、月額41万7,600円を超えない範囲内の額を<u>第1種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第1種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第1種初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p><u>(第2種初任給調整手当)</u></p> <p>第7条の4 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給</p>

料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市規則で定める職員にあっては、市規則で定める額）並びにこれに第9条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、市規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるものには、市規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

（通勤手当）

第10条 （略）

2 （略）

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則の

（通勤手当）

第10条 （略）

2 （略）

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則の

定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

4 (略)

5 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間）に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。

定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額

(2) (略)

4 (略)

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間）に係る最初の月 （当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定め

6 (略)

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 (略)

(期末手当)

第17条の2 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるもの（これらの職員のうち、市規則で定めるものを除く。第17条の5第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、そ

る場合にあつては、その翌月）の市規則で定める日に支給する。

7 (略)

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 (略)

(期末手当)

第17条の2 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるもの（これらの職員のうち、市規則で定めるものを除く。第17条の5第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、そ

<p>れぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>れぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
--	--

佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項、第17条の2第2項及び第17条の5第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年佐野市条例第28号）別表に定める給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条の2第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第17条の5第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項、第17条の2第2項及び第17条の5第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年佐野市条例第28号）別表に定める給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条の2第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第17条の5第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>

佐野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

現 行	改 正 案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条及び第13条の2において同じ。）とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当を除いたものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条及び第13条の2において同じ。）とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当を除いたものとする。</p> <p><u>(第2種初任給調整手当)</u></p> <p><u>第3条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち市規則の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市規則で定める職員にあっては、市規則で定める額）及びこれに第4条の2の規定による地域手当の額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年佐野市条例第53号）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市規則で定める額を下回るものには、採用の日から市規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p>

職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の改正案 新旧対照表

(附則第3項関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～26 (略)</p> <p>(佐野市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>27 第11条の規定による改正後の佐野市職員の給与に関する条例(以下「<u>新給与条例</u>」<u>と</u>いう。)附則第13項から第20項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>28～30 (略)</p> <p>31 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。</p> <p>32 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第17条の2第3項の規定を適用する。</p> <p>33 <u>新給与条例</u>第17条の5第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>34 佐野市職員の給与に関する条例第4条第3項、<u>第5項及び第7項</u>から第9項まで並びに第8条並びに<u>新給与条例</u>第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用</p>	<p>附 則</p> <p>1～26 (略)</p> <p>(佐野市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>27 第11条の規定による改正後の佐野市職員の給与に関する条例附則第13項から第20項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>28～30 (略)</p> <p>31 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>佐野市職員</u><u>の給与に関する条例</u>第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。</p> <p>32 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>佐野市職員の給与に関する条例</u>第7条の4第1項及び第17条の2第3項の規定を適用する。</p> <p>33 <u>佐野市職員の給与に関する条例</u>第17条の5第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>34 佐野市職員の給与に関する条例第4条第3項から第9項まで並びに第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

しない。  
35～37 (略)

35～37 (略)